焼津市議会業務継続計画(BCP)

令和４年１２月策定
令和５年６月改定
令和６年１１月改定

焼津市議会

目次

１．業務継続計画策定の目的 4
２．大規模災害発生時（議会ＢＣＰ発動時）における議員の活動原則 4
（１）地域で積極的な支援活動 4
（２）市の災害対策本部を補完する活動 4
（３）議会や議員のネットワークを生かした活動 4
（４）感染症への対応 4
３．大規模災害発生時（議会ＢＣＰ発動時）における議会の対応原則 5
（１）当局との連携体制 5
（２）議会対応の一元化 5
（３）議会ＢＣＰの発動期間 5
４．議会ＢＣＰの発動基準と発動者 5
発動時の行動 6
５．市議会災害対策会議 7
（１）設置基準 7
（２）構成 7
（３）所掌事務 7
（４）議員、市災害対策本部等への情報伝達 7
（５）その他 7
６．大規模災害等発生時の議会の初動対応 9
（１）議員 9
（２）議会事務局職員 9
７．大規模災害等発生時の議会運営 10
（１）開会中（会議開催中）に発生した場合 10
・本会議 10

・委員会 11
（２）会期中の休会日又は閉会中に発生した場合 12
８．議長、事務局長が不在の場合 13
（１）議長・副議長・事務局長の公務出張を情報共有 13
（２）議長の職務代行順位を設定 13
（３）事務局長の職務代行順位を設定 13
９．会議(本会議・委員会)開催に向けた具体的対応 13
（１）正副議長ともに事故がある場合 13
（２）正副議長ともに欠けた場合、正副議長を選任 13
（３）正副委員長ともに事故がある場合、年長の委員が委員長の職務を行う 13
（４）正副委員長ともに欠けた場合、正副委員長を選任 13
（５）定足数について 13
（６）当局出席者について 13
（７）議場が使用不可能な場合 13
（８）委員会室が使用不可能な場合 13
（９）議案審議の取扱いについて 13
１０．感染症に係る対応について 14
（１）議会の対応原則 14
（２）市議会災害対策会議 14
（３）議会の初動対応 14
（４）議会運営について 14
（５）感染状況に応じた活動基準 15
１１．計画の運用について 16
（１）議会ＢＣＰの見直し 16
（２）見直し体制 16

１２．その他各種対応について 16
（１）他の計画等の関係 16
（２）研修及び訓練 16
資　料.　災害用伝言ダイヤルサービスについて 17

１．業務継続計画策定の目的

市民の生命、身体、財産に影響を及ぼす事象が発生した際、地方公共団体は災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになるが災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。そのため本市においては、応急対策業務や復旧・復興業務とともに、優先的に継続すべき通常業務を円滑に遂行するための対応手段をとりまとめた「焼津市業務継続計画」を策定している。

一方、議会においては、二元代表制の下、議決機関として議案の審議及び審査を行うことや、市長等の事務執行について監視し政策の効果を適切に評価することなどの機能を維持するとともに、災害等が発生した場合には、議員が地域活動で収集した地域情報を、議会の災害対策会議を通じて、関係機関に伝達するなど、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、必要な協力と支援を行う必要がある。また、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携することも重要である。

こうしたことから、焼津市議会として災害等の発生時においても、迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めた焼津市議会業務継続計画(以下「議会ＢＣＰ」という。）を策定するものである。

２．大規模災害発生時（議会ＢＣＰ発動時）における議員の活動原則

（１）地域で積極的な支援活動

大規模災害等が発生した直後や初動期では、執行機関の災害対応を最優先とし、特に、災害発生が予測される事態や災害発生直後においては、各議員は自分や家族の安全確保とともに、二次災害となることを避けながら人命救助、避難誘導及び避難所運営など、地域で積極的な支援活動を行う。

（２）市の災害対策本部を補完する活動

議員は、市民と執行機関の間をつなぐ役割を担う。

ア　情報収集

議員が、得た情報を、議会に設置する市議会災害対策会議で集約、整理して、市災害対策本部へ伝達する。

イ　情報伝達・発信

停電等により、通信機器が使用不能の場合には、市災害対策本部から発信される情報を、地元地域や市民に伝達・発信する役割を担う。

（３）議会や議員のネットワークを生かした活動

議会では、平常時から議長会などを通じて他議会と交流している。また、国や県に対し、政党や国会議員、県議会議員とのネットワークを通して、要望活動を行う機会が多い。大規模災害時は、市災害対策本部の本部長を務めて市域を離れにくい市長と連携しながら、情報発信や要望活動などの対外的活動を積極的に行う。

（４）感染症への対応

議会運営に支障をきたすことがないよう自ら「感染しない」「感染させない」ための感染防止対策を徹底し、対応原則等については第１０項において定

めるものとする。

３．大規模災害発生時（議会ＢＣＰ発動時）における議会の対応原則

（１）当局との連携体制

議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、当局と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。

（２）議会対応の一元化

議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、災害対策会議を設置する。同会議が設置されたときは、構成議員は速やかに参集し、同会議活動に従事する。

（３）議会ＢＣＰの発動期間

議会ＢＣＰが対象とする期間は、大規模災害等が発生から概ね１か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。また、通常体制に戻った後の復旧・復興に向けた議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。

４．議会ＢＣＰの発動基準と発動者

下記に示す規模で、かつ市災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部が設置される災害や事態を対象とする。

<table>
<tr><th>種　別</th><th colspan="2">内　　容</th><th>発動者</th></tr>
<tr><td>地　震</td><td colspan="2">市内で震度5弱以上</td><td>議　長</td></tr>
<tr><td rowspan="3">風水害</td><td>焼津市に
大津波警報発令
(津波の特別警報)</td><td>気象庁発表</td><td>議　長</td></tr>
<tr><td>焼津市に
特別警報発令
(大雨・高潮・暴風・波浪)</td><td>気象庁発表</td><td>議　長</td></tr>
<tr><td>焼津市域で
警戒レベル4
(全員避難)
(一部地域の場合を含む)</td><td>【市が発令】避難指示
【防災気象情報】
警戒レベル４相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等</td><td>議　長</td></tr>
</table>

風水害	焼津市域で 警戒レベル5 (一部地域の場合を含む)	【市が発令】災害発生情報 【防災気象情報】 警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報　大雨特別警報等	議　長
地　震 風水害 共　通	上記のレベルまでには至っていないが、 ・市内に甚大な影響が予想される場合 ・市内に局所的な災害が発生し、更に被害が拡大するおそれがある場合		議　長
その他	大規模火災、大規模事故、原子力災害、感染症及び武力攻撃やテロ行為などにより、大規模な被害が発生した、あるいは発生するおそれがある場合		議　長

発動時の行動

・議長が、安否連絡の要否、議員の参集が必要な場合はその日時、災害対策会議設置の要否を判断して、事務局職員が全議員へ連絡する。
・連絡方法は、原則としてタブレットメールとする。
・インターネットが利用できない場合は、携帯電話または固定電話で連絡する。

※上記のいずれの通信手段も利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）を使用して、安否連絡および参集等の連絡内容を聞く。（P17 別添資料あり）

種　別	発動者：議長
安否連絡	安否連絡の要否、議員の参集日時、災害対策会議設置の要否を事務局から全議員へ連絡する。
議員参集	事務局から連絡があれば、その日時に、全議員参集。
災害対策会議	事務局から連絡があれば、その日時に、災害対策会議を設置・開催。

５．市議会災害対策会議

（１）設置基準

議長は、市災害対策本部等の設置に対応して、災害対策会議の設置を判断する。ただし、状況判断が必要なときは、議長が副議長及び議会運営委員会正副委員長と災害対策会議の設置について協議する。

（２）構成

・会議構成は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派代表者をもって構成する。
・会議は、議長を座長に、副議長を副座長とする。
・会議は、座長が招集する。
・座長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
・副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。
・座長、副座長に共に事故等があるときは、次に定める順序により、その職務を代理する。

１．議会運営委員会委員長
２．議会運営委員会副委員長
３．構成議員のうち期数・年齢順の上位から選出

・会派代表者に事故等があるときは、当該会派の議員が代理する。

（３）所掌事務

・議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への伝達
・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達
・市災害対策本部等からの依頼事項への対応
・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整
・国等に対する要望活動の調整
・関係自治体議会との連携・協力
・本会議、委員会（分科会を含む。）の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議
・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項

（４）議員、市災害対策本部等への情報伝達

・市災害対策本部等から収集した情報は、災害対策会議を通じて議員に伝達する。必要に応じて、当局（防災部、建設部等）の報告を求める。
・議員が収集した地域の災害情報や当局への要望については、災害対策会議において内容を精査し、市災害対策本部等に伝達する。

（５）その他

上記のほか、災害対策会議の運営に関して必要な事項は、対策会議で協議して決定する。また、会議の内容を記録する。

市議会災害対策会議の構成員と役割

構成議員	議長	副議長	議運委員長 議運副委員長 会派代表者
役職	座長	副座長	委員
任務	市議会災害対策会議を設置し、会議を招集し、事務を統括する。	座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。	正副座長ともに事故等があるときは、指定された委員がその職務を代理する。
	次の事務を所掌する。 ・議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への伝達 ・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達 ・市災害対策本部等からの依頼事項への対応 ・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整 ・国等に対する要望活動の調整 ・関係自治体議会との連携・協力 ・本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議 ・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項		

６．大規模災害等発生時の議会の初動対応

（１）議員

①速やかに自身等の安全確保を行った上で、被災者がいる場合はその救出、支援を行う。

②議員自身の被災状況確認、今後の連絡等のため、自身の被災状況、連絡方法、連絡先等をメール、FAX、SNS等、可能な方法により議会事務局へ連絡する。(※安否確認の連絡方法は、P6(1)記載の安否確認フォームにて報告)

連絡設備等の損傷や通信インフラの途絶等のため、連絡が取れない場合、同僚議員、避難所等の職員に対して、議会事務局に伝達するよう求めるなどの方法に努める。

また、自ら積極的に災害に係る情報収集を行う。

③市民の安全確保や応急対応など、地域における活動に従事しつつ、災害対策会議からの連絡や市民からの要請に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保し、自らの所在を明らかにしておく。

参集依頼があった場合は、速やかに指定場所に参集する。

④必要に応じて、地域の被災情報をメール、FAX、SNS 等可能な方法により議会事務局を通じて災害対策会議に提供する。(※議会事務局への被災情報の提出方法は、タブレットメールで行う）

※ただし、救命・救助に係る情報は、警察や消防本部に緊急通報するなど、緊急性の高い情報は、関係機関へ速やかに連絡する。

また、当局への要望については、災害対策会議を通じて行う。

⑤災害対策会議から得た災害情報や支援情報等を、様々な方法により、市民に提供する。

（２）議会事務局職員

①速やかに自身等の安全確保を行った上で、「市地域防災計画」における職員動員計画に基づく行動を行う。

②事務局参集職員は、参集次第、以下の活動を行う。

・議長と副議長に電話、SNSにより安否を確認し登庁を依頼（必要に応じ）
・議員に大規模災害発生の旨を連絡
・議員、職員の安否確認メールを送信
・災害発生から ２４時間を経過しても連絡がない議員、職員の安否情報収集
・議員、職員の安否情報を議長へ報告
・議長と災害対策会議設置についての調整
・災害対策会議や関係会議等の開催にかかる所属議員への連絡
・議会フロア（７階）の状況確認
  議場、委員会室、会派控室、執務室等や放送設備、パソコン、電話、ＦＡＸ、Wi-Fi等の通信機器や通信状態の確認
・議会フロアの復旧と対策会議等の会議開催場所の確保
・市災害対策本部等、又は議員から入手した情報を災害対策会議の座長に報告し、その後の対応について協議
・報道対応、その他、対象災害対応に必要と認める活動

７．大規模災害等発生時の議会運営

（１）開会中（会議開催中）に発生した場合

・本会議

大規模災害等の発生

↓

〇議員、当局は、自身の安全確保
〇議会事務局職員は、自身とともに傍聴者の安全確保

↓

議長は必要に応じ会議を中断（暫時休憩）

〇議会事務局職員の対応（状況に応じて）
・傍聴者の避難誘導、救出・支援
（議員は一旦会派等控室または安全が確保された場所へ移動し、傍聴者は安全が確保された場所へ移動）
・議場設備のほか議会フロアの被害状況の確認と担当課への報告
・会派代表者会議、議運等の開催場所の確保
・当局（防災部）から、当該災害、危機事象に係る第一報と今後の見込み等の情報収集及び正副議長並びに議運正副委員長への報告

↓

〇会派代表者会議、議会運営委員会の開催
・当局又は議会事務局から当該災害・危機事象の概要と被害状況の報告
・今後の対応等について協議
議事日程、当局出席者の確認
〇議長は災害対策会議設置（議会ＢＣＰ発動）の判断

↓

上記会議において決定した議事の手続きを行う

↓

本会議再開に向けた対応

・委員会

大規模災害等の発生

↓

〇議員、当局は、自身の安全確保

〇議会事務局職員は、自身とともに傍聴者の安全確保

↓

委員長は必要に応じ会議を中断（暫時休憩）

〇議会事務局職員の対応（状況に応じて）

・傍聴者の避難誘導、救出・支援
（議員は一旦会派等控室または安全が確保された場所へ移動し、傍聴者は安全が確保された場所へ移動）

・委員会室設備のほか議会フロアの被害状況の確認と担当課への報告

・委員協議会等の開催場所の確保

・当局（防災部）から、当該災害、危機事象に係る第一報と今後の見込み等の情報収集と報告

・正副議長並びに議運正副委員長への報告

↓

〇委員協議会の開催・・・今後の対応等を協議

〇会派代表者会議、議会運営委員会の開催

・当局又は議会事務局から、当該災害、危機事象の概要と被害状況の報告

・今後の対応等について協議
議事日程、当局出席者の確認

〇議長は災害対策会議設置（議会ＢＣＰ発動）の判断

↓

上記会議において決定した議事の手続きを行う

↓

委員会再開に向けた対応

（２）会期中の休会日又は閉会中に発生した場合

大規模災害等の発生

↓

〇正副議長

・議会事務局と連絡を取り、登庁する。状況に応じて議運正副委員長、会派代表者への連絡と登庁の判断

〇議員

・議会事務局からの安否確認メールをフォームで報告

〇行政視察中の場合

・委員長が視察中止、帰焼等の判断

〇議会事務局職員

・正副議長と連絡を取り、登庁する。（状況に応じて議運正副委員長、会派代表者）への連絡と登庁依頼

・全議員へ安否確認メールを送信し、安否状況の把握

↓

〇当局又は議会事務局から、正副議長（状況に応じて議運正副委員長、会派代表者）への当該災害、危機事象の概要と今後の見込み等の報告

〇議長は災害対策会議設置（議会ＢＣＰ発動）の判断

〇状況に応じて、会派代表者会議、議運の開催

〇状況に応じて、各常任委員長による委員協議会開催の判断

↓

〇会派代表者会議、議運、委員協議会の開催

・今後の審議日程等について協議

↓

今後の審議日程を踏まえた本会議、委員会の開催に向けた対応

８．議長、事務局長が不在の場合

（１）議長・副議長・事務局長の公務出張を情報共有

議長、副議長及び事務局長が宿泊を伴う公務出張に出る場合は、事務局職員は、平常時から議会内で情報共有を行う。

（２）議長の職務代行順位を設定

①議長の職務代行順位

１ 副議長
２ 議会運営委員会委員長
３ 議会運営委員会副委員長
４ 総務文教常任委員会委員長
５ 市民福祉常任委員会委員長
６ 建設経済常任委員会委員長

（３）事務局長の職務代行順位を設定

①事務局長の職務代行順位

１ 庶務課長
２ 庶務担当

９．会議（本会議・委員会）開催に向けた具体的対応

（１）正副議長ともに事故がある場合

災害対応については、上記(2)の職務代行順位者で対応可能であるが、本会議の運営など法的に議長権限で行う職務についてはできないため、仮議長を選挙し、仮議長が行う。（選出方法等は代表者会議で協議）

※正副議長のいずれかが職務を行うことになれば、仮議長はその身分を失う。

（２）正副議長ともに欠けた場合、正副議長を選任

（３）正副委員長ともに事故がある場合、年長の委員が委員長の職務を行う

（４）正副委員長ともに欠けた場合、正副委員長を選任

（５）定足数について

原則として、本会議、委員会とも定数の半数以上の議員（又は委員）の出席が必要。

（６）当局出席者について

会議開会時の当局出席者について、当該出席者の被災状況や災害対応状況等を勘案のうえ、当局と調整する。

（７）議場が使用不可能な場合

市長の招集告示前に、大規模災害等により議場の使用が不可能になった場合、市長が適当な場所を選定し告示する。また、招集告示後の場合は、議長が適当な場所を選定し告示する。

（８）委員会室が使用不可能な場合

委員長が適当な場所を選定し開催通知に記載する。

（９）議案審議の取扱いについて

①会期中に対象災害が発生した場合

議案審議の日程等の調整（日程変更、審議終了、会期の短縮等）を行う。

②閉会中に対象災害が発生した場合

臨時会又は定例会の招集時期、審議日程等について、調整を行う。また、市長の専決処分の報告を受ける。

※議会運営については、地方自治法、市議会会議規則、市議会委員会条例等の規定に基づき、対応することとする。

１０．感染症に係る対応について

（１）対象とする感染症

本計画における感染症は新型インフルエンザ等対策特別措置法第２条第１項に規定する「新型インフルエンザ等」など、人の生命や健康に重篤な被害を及ばす感染症を対象とする。

（２）議会の対応原則

①議会機能を適正に果たすため、議員が感染した場合又は濃厚接触者となった場合の基本的な対応を明らかにするとともに、当局と感染状況や感染拡大防止に向けた取組に係る情報を共有し、協力・連携体制を整える。

②議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、災害対策会議を設置する。災害対策会議が設置されたときは、構成議員は同会議活動に従事する。

③議会ＢＣＰが対象とする期間は、緊急事態宣言等が発令されている間とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。また、通常体制に戻った後の議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。

（３）市議会災害対策会議

①設置基準

議長は、緊急事態宣言等の発令に対応して、災害対策会議を設置する。
ただし、状況判断が必要なときは、議長が副議長及び議会運営委員会正副委員長と災害対策会議の設置について協議する。

②開催方法

感染防止対策（消毒液の設置、マスクの着用、検温の実施）を施したうえで、会議を開催する。

なお、感染症においては議員が参集することで感染リスクが高まることもあるため、議長の判断において、オンラインを活用した会議の開催ができるものとする。

③構成

７頁と同様とする。

④所掌事務

７頁と同様とする。

⑤議員、市災害対策本部等への情報伝達

８頁と同様とする。

⑥その他

８頁と同様とする。

（４）議会の初動対応

議員が感染した場合又は濃厚接触者となった場合は、速やかに議長（議会事務局）に電話連絡し、国、県等が定める感染症療養基準を順守して療養に努める。

（５）議会運営について

①定例会会期中に議員の感染が判明した場合

会派代表者会議、議会運営委員会（状況に応じて委員協議会）を開き、定例会中の会議日程等の変更を検討する。
議会事務局において、感染者の行動歴を確認するとともに、議員・議会事務局職員等の濃厚接触者の有無を確認し、保健所指導のもと、状況に応じて議会フロア内の使用を制限し、議場、委員会室、議員控室を中心に消毒作業を実施する。

②閉会中に議員の感染が判明した場合

議長は、その都度、感染状況等を踏まえ、会派代表者の招集を判断する。また、状況に応じて、議会運営委員会や委員協議会を開き、今後の会議日程等の変更を検討する。議会事務局において、感染者の行動歴を確認するとともに、議員・議会事務局職員等の濃厚接触者の有無を確認し、保健所指導のもと、状況に応じて議会フロア内の使用を制限し、感染者が長時間滞在した諸室を中心に消毒作業を実施する。

③会議（本会議・委員会）開催にあたっての感染防止対策

マスクの着用、消毒液の設置、本会議・委員会中の換気（おおむね６０分ごと）、当局出席者の入れ替え等、感染防止対策を十分講じた上で本会議・委員会を開催する。

（６）感染状況に応じた活動基準

レベル	活動基準	
	議　員	議　会
感染まん延後期 感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生	・まん延中期よりも強い制限	・災害対策会議を設置
感染まん延中期 医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生 状況に応じて緊急事態措置、重点措置が発令	・基本的な感染防止対策の徹底 ・飲酒飲食等、感染リスクの高い場所への参加を自粛 ・県内外の感染リスクが高い場所への外出自粛 ・他県への不要不急の移動自粛	・本会議の登壇発言時間の制限を検討 ・議会傍聴の制限を検討 ・災害対策会議の設置を検討 ・行政視察、行事は、原則として中止 ・他議会の行政視察の受け入れ中止
感染移行期 感染者が急速に増え始める 基本的な感染防止対策の強化・徹底 （必要に応じて行動制限等が要請される）	・基本的な感染防止対策の徹底 ・飲酒飲食等、感染リスクの高い場所への参加を自粛 ・感染リスクが高い行動に対する注意喚起	・本会議の登壇発言時間の制限を検討 ・議会傍聴の制限を検討 ・不急の行政視察、行事は中止を検討 ・他議会の行政視察の受け入れ中止を検討
県内確認期 県内で感染者が確認、低位で推移、又は徐々に増加している状態	・基本的な感染防止対策の徹底	－
県内未確認期 県内で感染が確認されていない	・基本的な感染防止対策の徹底	－

１１．計画の運用について

（１）議会ＢＣＰの見直し

新たに発見された課題や変更等が生じた場合については、それらを計画に反映させる必要があることから、議会ＢＣＰはその都度、内容について適宜改正を行うものとする。

（２）見直し体制

議会ＢＣＰの見直しは、議会運営委員会で行うものとする。

１２．その他各種対応について

（１）他の計画等の関係

焼津市業務継続計画との整合性を図ること。

（２）研修及び訓練

議員及び議会事務局職員の防災意識の向上を図るため、研修会訓練を適宜実施するものとする。

資　料

災害用伝言ダイヤルサービス「１７１」＆「web　１７１」について

ＮＴＴ西日本が提供する災害伝言サービス・・・２種類あり

---

①「災害用伝言ダイヤル１７１（電話サービス）」・・・電話を利用する

注意：利用できない電話　⇒　ダイヤル式電話機

携帯電話については基本利用可能だが、詳しくは各通信事業者へ要確認

利用方法

「**１７１**」をダイヤル

音声ガイダンスによる案内が流れます

↓　↓

録音は「**１**」　再生は「**２**」

↓　↓

議会事務局の電話番号を市外局番からダイヤルする

０５４－６２５－８１９３

↓

音声ガイダンスに従い、録音（再生）する

---

②「災害用伝言版web１７１」・・・インターネットを利用する

インターネット接続ができるＰＣ，携帯電話等で利用可能だが、一部の機種では利用できない。

利用方法

https://www.web.171.jp　へアクセス、または「**web１７１」と検索**

↓

議会事務局の電話番号を入力する。

０５４－６２５－８１９３

↓

説明に従い登録する